

# 障害者にアクセシブルなICT機器等の普及に向けて (主なご意見の整理)

---

令和3年9月  
総務省  
厚生労働省

## (1) 情報アクセシビリティの確保

社会全体のデジタル化が進められる中、障害の有無等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる包摂的な社会（デジタル活用共生社会）の実現が求められている。このため、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において示された「誰ひとり取り残さない、人に優しいデジタル化」の趣旨も踏まえた、情報アクセシビリティの確保の取組の推進が必要。

- 情報アクセシビリティについては、障害者権利条約第九条において効果的なアクセシビリティ施策をとるよう締約国に義務付けており、障害者が健常者と同じようにICT機器等を利用できるよう利用者ニーズを踏まえた継続的な環境整備が必要である。
- 障害者権利条約以後の「社会モデル」の考え方においては、アクセシビリティ推進のため働きかけるべき対象は身体の側でなく、社会の側である。社会生活において健常者は既に配慮がされている人、障害者は未だ十分な配慮がされていない人と考えることが適当であり、配慮の平等を実現していくことが必要である。

- 情報アクセシビリティは、社会生活のあらゆる面で関わってくるものである。その中でも、①災害(ハザードマップ改善等)、②就労(テレワーク会議ツールや電子的コミュニケーション等)、③教育(デジタル教科書等)、④医療(オンライン診療)等では、リアルタイムでの「字幕表示機能」と「手話通訳機能」等の情報アクセシビリティ確保も重要な課題である。
- 聴覚障害の特性やコミュニケーションの多様性を踏まえ、字幕、手話通訳、補聴援助等など多様な方法でリアルタイムにアクセスできる対応が重要である。
- 情報アクセシビリティの確保に関しては、我が国には、情報アクセシビリティの環境整備について包括的に規定する法律が現状なく、大型の公共調達においてはアクセシビリティ機能が基準に達していることを要件とするような取組が必要である。
- 日本は個別ニーズに対応できるような製品を作っていく分野に将来性がある。障害者の個別ニーズに対応できるようなアクセシブルなICT機器等の開発普及を加速化すべきであり、障害者にアクセシブルなICT機器等の普及を一つの産業政策であると位置付けることが求められている。

- 情報アクセシビリティを進める上でのキープレイヤーは、企業（主流製品の開発企業と支援機器等の開発を行う中小零細の開発企業それぞれ、及び企業間での共同作業）であり、政府（企業行動に影響を及ぼす制度・施策の立案）、標準化機関（アクセシビリティ基準の標準化）の役割も重要である。

## (2) 個別施策の推進(障害者にアクセシブルなICT機器等の普及)

デジタル活用共生社会実現会議の提言を踏まえ、情報アクセシビリティ確保の観点からは、日本版VPATや障害関連情報データベースの整備等の施策を推進。障害者にアクセシブルなICT機器等の利活用の推進に関する施策の加速化が重要。

### (日本版VPATの普及展開)

- 「デジタル活用共生社会実現会議」の提言を踏まえたVPATの策定・活用については、まず昨年度末にVPATの様式が完成したことを評価したい。
- VPATの普及の鍵は『デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン』における調達要件への追加であり、当該ガイドラインを主管するデジタル庁と協力して取組を推進することが必要である。
- VPATの構造は複雑であるため、その構造を修正の上、欧米を例に個々の情報アクセシビリティ基準(「視覚なしでの使用」「聴覚なしでの使用」など)を分かりやすく整備することが重要である。

- VPATの障害分類はユーザーの立場から分かりやすいものであるべき。例えば聴覚障害分類は「全ろう」「難聴」「発話能力の有無」となっているが、「手話を母語」とする言語マイノリティや「補聴器」「人工内耳」使用者など多様性への対応も重要である。
- VPATを将来的に公共調達と紐付けるのであれば、VPAT導入に際しての隘路を把握し、特に負担を感じるであろう中小企業に対するVPAT充実の支援も考えることが必要である。

### (障害関連情報DBの活用)

- 優れた技術も実際にユーザーが使って磨くことで社会を変える原動力になる。ユーザーの声を聞きアクセシビリティ向上を行う仕組み、製品のアクセシビリティを検証してユーザーに共有する仕組みなどアジャイル的な思考で開発・改善に取り組み、社会実装を加速化するためのDBを活用した取組の検討も重要である。

### (人材育成、ネットワーク形成等)

- 企業の情報アクセシビリティ向上の取組を推奨する仕組み(資格制度や表彰制度など)も重要である。また、情報アクセシビリティ向上に取り組む企業人とのネットワーク化を検討すべきである。
- 技術開発に障害当事者が関わっていくことが必要であり、障害当事者である技術者などの人材育成が重要。一方、障害当事者が気づけない問題も多くあるため、先進的な欧米の取組も参考にしつつ、アクセシビリティの専門家を育成することを検討すべきである。
- 厚生労働省の障害者自立支援機器等開発促進事業は、ニーズとシーズのマッチングを促進し機器の開発及び普及促進の観点で重要であるほか、そのような取組を推進できるコミュニケーション能力等をもった人材育成を支援する取組も進めるべきである。

### (新技術を活用した機器等の開発促進)

- 障害者にアクセシブルなICT機器等の開発普及を一つの産業政策であると位置付けるならば、新しい技術を利用した今までにない機器開発(自動走行車制御と視覚障害者の杖との間の通信、テレビ端末が字幕をつける仕組み、点字ブロックに変わるものとして開発された技術等)を推進することが重要である。また、調達においてそのような新しい技術も評価されるよう検討すべきである。

### (webアクセシビリティ確保)

- webサイトやwebアプリケーション等は、行政と住民、事業者と消費者との間のインターフェースであり、行政サービスやオンラインストアなどの窓口機能のアクセシビリティ確保のため、環境整備が必要である。
- また、webアクセシビリティ確保の観点からは、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を、スマートフォン時代に対応して改正を検討するとともに、公共機関への普及を一層進めていくことが重要である。

### (電話リレーサービス)

- 電話リレーサービスは、双方向で手話通訳または文字通訳を介する方式だが、聴覚障害者であっても自分の声で伝えることができる人などは自分の声で伝える方法も選択できるようにする必要がある。